

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年12月25日 (金) 第170号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 (※)

(畜産課取扱い) 1

規 則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第64号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則 (昭和61年鹿児島県規則第56号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和25年政令第269号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第 2 条中「第12条ただし書」を「第12条第 1 項ただし書」に改める。

第 4 条中「開設許可証」を「家畜人工授精所開設許可証」に改める。

第 5 条中「第27条第 1 項」を「第27条」に改める。

第 7 条中「法及び省令」を「法, 政令及び省令の規定」に改め, 同条第 1 号中「省令第 4 条並びに第10条第 1 項及び第 2 項」を「政令第 5 条, 第 6 条若しくは第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は省令第 4 条」に改め, 同条第 2 号中「省令第26条, 第29条, 第30条及び第32条」を「法第25条の 2 若しくは第34条第 3 項, 政令第 9 条, 第10条若しくは第11条第 1 項から第 3 項まで又は省令第26条, 第26条の 4, 第32条, 第38条, 第39条若しくは第40条第 1 項若しくは第 2 項」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

家畜人工授精所開設許可証

第 号

家畜改良増殖法第24条の規定により、家畜人工授精所の開設を許可します。

年 月 日

鹿児島県知事

印

- 1 開設者の氏名又は名称
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 3 管理番号 第 号
- 4 家畜の種類及びその家畜人工授精所の業務の別

附 則

この規則は、公布の日から施行する。